


介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護報酬の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	指定居宅介護事業所介護を行う場合	専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (〇〇単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+〇〇単位(〇〇単位を限度)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100	特定事業所加算 (I) +〇〇/100	指定居宅介護事業所介護を行う場合	専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1回につき +〇〇単位
	(2) 20分以上30分未満 (〇〇単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)												
	(4) 1時間以上 (〇〇単位に30分を増すごとに+〇〇単位)												
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	深夜の場合 +〇〇/100	特定事業所加算 (II) +〇〇/100	指定居宅介護事業所で専任介護員が配置されている場合	専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1回につき +〇〇単位	
	(2) 45分以上 (〇〇単位)												
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 〇〇単位)													
ニ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)													
ホ 生活機能向上連携加算 ①生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位) ②生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)													
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計											
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)													
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)													
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)													
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の〇〇/100)													
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の〇〇/100)													

：「専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、着脱又は部分浴を実施した場合	専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域訪問入浴介護加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100	中山間地域等における小規模事業所加算
ロ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +〇〇単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +〇〇単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)							
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)							
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の〇〇/100)							
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の〇〇/100)							

：「専業主婦同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分	注 見看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用またはこれ以外の同一建物の利用等の人に対してサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 事業所と同一建物の利用またはこれ以外の同一建物の利用等の人に対してサービスを行う場合(注1)	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 事業所と同一建物の利用またはこれ以外の同一建物の利用等の人に対してサービスを行う場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして実施が行われる訪問看護指定期間の日数につき減算(1日につき)				
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	事業所と同一建物の利用またはこれ以外の同一建物の利用等の人に対してサービスを行う場合(注1)	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位			
(2) 30分未満 (〇〇単位)																		
(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)																		
(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)																		
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (〇〇単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は〇〇/100																		
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	事業所と同一建物の利用またはこれ以外の同一建物の利用等の人に対してサービスを行う場合(注1)	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	
(2) 30分未満 (〇〇単位)																		
(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)																		
(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)																		
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 〇〇単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×〇〇/100				+〇〇単位	+〇〇単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +〇〇単位 病院又は診療所の場合 +〇〇単位				死亡日及び死亡に2日以上ターミナルケアを行った場合 +〇〇単位			
ニ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)																		
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +〇〇単位)																		
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +〇〇単位)																		
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1)看護体制強化加算(注1) (1月につき +〇〇単位) (2)看護体制強化加算(注2) (1月につき +〇〇単位)																	
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 〇〇単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 〇〇単位を加算)																	

注1：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 注2：特別管理加算を算定する対象の者に対して1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき ○○単位	×90/100	×○○/100 ×○○/100	+○○/100	+○○/100	+○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 社会参加支援加算 (1日につき ○○単位を加算)														
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +○○単位)														

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 第一建物居住者が1人の場合 (○○単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 第一建物居住者が2人以上以下の場合 (○○単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (○○単位)	+○○/100	+○○/100	+○○/100
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅医療総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 第一建物居住者が1人の場合 (○○単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 第一建物居住者が2人以上以下の場合 (○○単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (○○単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 第一建物居住者が1人の場合 (○○単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 第一建物居住者が2人以上以下の場合 (○○単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (○○単位)				
	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 第一建物居住者が1人の場合 (○○単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 第一建物居住者が2人以上以下の場合 (○○単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (○○単位)	+○○単位	+○○/100	+○○/100
		(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 第一建物居住者が1人の場合 (○○単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 第一建物居住者が2人以上以下の場合 (○○単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (○○単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 第一建物居住者が1人の場合 (○○単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 第一建物居住者が2人以上以下の場合 (○○単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (○○単位)				
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)	注 保健師が行う場合 ×○○/100	+○○/100	+○○/100	+○○/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (○○単位)				

※ ハ(2)-(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(1) (多床型)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位	×○○/100	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
		(二) 単独型短期入所生活介護費(2) (多床型)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位																
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(1) (ユニット型)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位	×○○/100	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(2) (ユニット型)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位																
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ	(一) サービス提供体制強化加算(1)イ	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位	×○○/100	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
		(二) サービス提供体制強化加算(1)ロ	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位																
ニ 定率型介護費	(1) 介護職員処遇改善加算(1)	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位	×○○/100	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
		(二) 介護職員処遇改善加算(2)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位																
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1)	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位	×○○/100	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
		(二) 介護職員処遇改善加算(2)	要介護1 1 ○○単位 要介護2 1 ○○単位 要介護3 1 ○○単位 要介護4 1 ○○単位 要介護5 1 ○○単位																

※ サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	実働時間と介護費の算定条件を定める場合	利用者の数及び入所者の数に算入される場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、基準に満たない場合	食料のコンピュータ管理に配慮していない専らコンピュータによる管理が本費額である場合	夜間勤務加算	夜間少人数サービス加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態観察加算	緊急対応入所費加算	非住居型知能利用者入所加算	介護管理費加算	介護管理費加算	介護管理費加算	
(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (○○ 単位)													
	要介護2 (○○ 単位)													
	要介護3 (○○ 単位)													
	要介護4 (○○ 単位)													
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) <療養型個室・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <療養型>	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <療養型個室・看護職員を配置>	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要介護1 (○○ 単位)													
	要介護2 (○○ 単位)													
	要介護3 (○○ 単位)													
	要介護4 (○○ 単位)													
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) <看護士コントロール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <療養型個室・看護職員を配置>	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要介護1 (○○ 単位)													
	要介護2 (○○ 単位)													
	要介護3 (○○ 単位)													
	要介護4 (○○ 単位)													
(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) <特別介護型個室・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>	要介護1 (○○ 単位)												
		要介護2 (○○ 単位)												
		要介護3 (○○ 単位)												
		要介護4 (○○ 単位)												
d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (○○ 単位)													
	要介護2 (○○ 単位)													
	要介護3 (○○ 単位)													
	要介護4 (○○ 単位)													
(五) 特設介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (○○ 単位)													
	(二) 4時間以上6時間未満 (○○ 単位)													
	(三) 6時間以上8時間未満 (○○ 単位)													

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
(4) 療養費加算 (1日につき ○○単位を加算(1日につき異なる加算))		
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費 療養形態以外の場合 (1月に103日を限度に、1日につき○○単位を算定) 療養形態の場合 (1月に103日を限度に、1日につき○○単位を算定)	
	(二) 特定加算	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)	
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(6)までより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○○/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×○○/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +△)の○○/100	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +△)の○○/100	

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(6) 療養食加算 (1㉔)につき ○○単位を加算(1㉔に3回を標準)		
(7) 認知症専門ケア加算 (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)		
(2㉔) 特定診療費		
(8㉔) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき ○○単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)	
(9㉔) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×○○/1000)	を 所定単位は、(1)から(9㉔)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×○○/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×○○/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の○○/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の○○/100)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注								
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	注を付しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算								
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	診療所設備基準減算 一〇〇単位	一〇〇単位	+〇〇単位 (7日間を限度)	+〇〇単位 (7日間を限度)								
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
		d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
		e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
		f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)					×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位				
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
	(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)									×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
		(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)												
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)													
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)													
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (〇〇単位) (二) 4時間以上6時間未満 (〇〇単位) (三) 6時間以上8時間未満 (〇〇単位)					+〇〇単位									
(4) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))															
(5) 認知症専門ケア加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		(一) 認知症専門ケア加算 (I) (二) 認知症専門ケア加算 (II)													
(56) 特定診療費															
(57) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)イ (1日につき 〇〇単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算 (I)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 〇〇単位を加算)														
	(四) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 〇〇単位を加算)														
(58) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)														
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)														
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)														
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の〇〇/100)														
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の〇〇/100)														
		注 所定単位は、(1)から(57)までにより算定した単位数の合計													

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に又20/100を乗じて得た数未満の場合	寄地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	寄地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) 看護<3:1>介護<6:1>	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100			
		b. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) 看護<4:1>介護<4:1>	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
			b. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) 看護<4:1>介護<5:1>	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
			b. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
		一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) 看護<4:1>介護<6:1>	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)
				b. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)
			(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) 経過措置型	a. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)
				b. 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)
				要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100				
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100		
				b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット準個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						
		一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						
				b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット準個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						
	(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100			
		(二) 4時間以上6時間未満	(〇〇単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	(〇〇単位)								
(5) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算 (1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)イ (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算 (I)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 〇〇単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位×〇〇/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位×〇〇/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + 所定単位×〇〇/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の〇〇/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の〇〇/100)										

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(9) 運営費加算	(1) 国につき、〇〇単位の加算(1日につき3回を限度)	
(10) 緊急時加算料加算	「緊急時加算料加算」 (1) 月間(1日3回を限度に、1日につき〇〇単位を算定)の発生加算	
(10) 認知症専門ケア加算	(A) 認知症専門ケア加算(1日) (B) 認知症専門ケア加算(1日) (C) 認知症専門ケア加算(1日)	
(11) 看護認知症看護体制加算	(A) 看護認知症看護体制加算(1日) (B) 看護認知症看護体制加算(1日) (C) 看護認知症看護体制加算(1日) (D) 看護認知症看護体制加算(1日)	
(12) 特別加算		
(13) サービス提供体制強化加算	(A) サービス提供体制強化加算(1日) (B) サービス提供体制強化加算(1日) (C) サービス提供体制強化加算(1日) (D) サービス提供体制強化加算(1日)	
(14) 介護職員処遇改善加算	(A) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (B) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (C) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (D) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (E) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	注 所定単位数(1)から(13)までにより算定した単位数の合計
	、「緊急時加算料加算」、「特別加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目	
	※ 異動勤務条件算定を適用する場合には、異動勤務加算を適用しない。	

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100		1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 〇〇単位)		×〇〇/100											1日につき 〇〇単位
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100						1日につき 〇〇単位	1日につき 〇〇単位				

※ 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合

訪問介護
 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 〇〇単位
 所要時間15分以上30分未満の場合 〇〇単位
 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 〇〇単位に
 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに
 〇〇単位を加算した単位数
 所要時間1時間30分以上の場合 〇〇単位に所要時間
 1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに〇〇
 単位を加算した単位数
 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 〇〇単位
 所要時間15分以上1時間未満の場合 〇〇単位に所要
 時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに〇〇
 単位を加算した単位数
 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 〇〇単位
 所要時間1時間15分以上の場合 〇〇単位
 ・通院等乗降介助 1回につき 〇〇単位

他の訪問サービス及び通所サービス
 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 〇〇/100

福祉用具貸与
 通常の福祉用具貸与と同様

※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。

特別加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 〇〇単位を加算)
一 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)	
二 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
三 サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ア (1日につき 〇〇単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
四 介護職員処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 〇〇単位
 要介護2 〇〇単位
 要介護3 〇〇単位
 要介護4 〇〇単位
 要介護5 〇〇単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
特別地域福祉用具貸与加算		中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位交換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に居住する1単位の単価で算出して確定した単位数を加算 〔個々の用具ごとに算出費の〇〇/100を限度〕	交通費に相当する額を事業所の所在地に居住する1単位の単価で算出して確定した単位数を加算 〔個々の用具ごとに算出費の〇〇/〇〇を限度〕	交通費に相当する額を事業所の所在地に居住する1単位の単価で算出して確定した単位数を加算 〔個々の用具ごとに算出費の〇〇/〇〇を限度〕

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
 自動排処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (〇〇単位)	(運営基準減算の場合) ×〇〇/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき -〇〇単位
			要介護3・4・5 (〇〇単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (〇〇単位)					
			要介護3・4・5 (〇〇単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +〇〇単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +〇〇単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中31回を限度に+300単位算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+〇〇単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+〇〇単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+〇〇単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+〇〇単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+〇〇単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+〇〇単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+〇〇単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +〇〇単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+〇〇単位)						

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。

① 介護職員処遇改善加算 (1日につき〇〇単位を加算)		
注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 〇〇単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 〇〇単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 〇〇単位を加算)
		療養型老健の場合 (1日につき 〇〇単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算		(1) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
② 介護支援費算定加算 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を加算)		注 介護支援費の加算を算定していない場合は、算定しない。
②-Ⅰ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	在宅強化型の場合 (1回につき 〇〇単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
②-Ⅱ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	在宅強化型の場合 (1回につき 〇〇単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 〇〇単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合に算定
③ 退所時指導等支援加算	(1) 退所時指導等支援加算	③-Ⅰ-Ⅰ 退所前訪問指導加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定)
		③-Ⅰ-Ⅱ 退所前訪問指導加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定)
		③-Ⅰ-Ⅲ 退所前訪問指導加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定)
		③-Ⅰ-Ⅳ 退所前訪問指導加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定)
		③-Ⅰ-Ⅴ 退所前訪問指導加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として400単位を算定)
	③-Ⅱ 退所時指導等支援加算 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として〇〇単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所者1回を限度として〇〇単位を算定)	注 入所期間が1月を超える入所者が過半数を占める場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
④ 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
⑤ 経口経行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
⑥ 経口維持加算(1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (〇〇単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (〇〇単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
⑦ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
⑧ 口腔衛生管理加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
⑨ 療養加算 (1回につき 〇〇単位を加算(1日に2回を算定))		
⑩ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき 〇〇単位を加算)		
⑪ 認知症対応型療養加算 (入所者1人につき1回を限り 〇〇単位を加算)		
⑪-Ⅰ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)
	(2) 特定治療	
⑪-Ⅱ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合(1)所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき〇〇単位を算定) 療養型老健の場合(2)所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回7日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)	
⑪-Ⅲ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
⑪-Ⅳ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき〇〇単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき〇〇単位を加算)	
⑪-Ⅴ 認知症情報提供加算 (1回当たり 〇〇単位を加算)		
⑪-Ⅵ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を加算)	
⑫ 介護マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
⑬ サービス提供加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
⑬-Ⅱ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
⑬-Ⅲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)	注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の〇〇/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の〇〇/100)	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

④-⑤ 歯科医師の診療時間短縮減算 (1日につき、5単位を減算)			
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定	
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して居宅における試行的遠隔を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき〇〇単位を算定 ((2)及び(4)の基本単位に限る。)	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定	
(5) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)			
(6) 遠隔指導等加算	(一) 遠隔指導等指導加算	a 遠隔初期指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合
		b 遠隔後援指導加算 (遠隔後1回を限度に、〇〇単位を算定)	
		c 遠隔時指導加算 (〇〇単位)	
		d 遠隔時情報提供加算 (〇〇単位)	
	(二) 歯科訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として、〇〇単位を算定)		注 遠隔後の主治医に対して診療情報を提供した場合 ※ 居宅介護支援事業者と遠隔前からの連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(8) 施設管理の改善加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。			
(9) 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。			
(9) 経口維持加算 (1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (〇〇単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (〇〇単位)		
(44) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
(44) 口腔衛生管理加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入院者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。			
(42) 療養加算 (1食回につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))			
(42) 在宅復帰支援情報加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(44) 特定診療費			
(44) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)	注 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(44) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に限り 1日につき 〇〇単位を加算)			
(18) 介護支援加算 (1日につき、〇〇単位を加算)			
(42) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算)	注 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していない場合は、算定しない。	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(42) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)	注 所定単位数は、(1)から(42)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の〇〇/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の〇〇/100)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の条件を満たす入院患者の数が現率に達しない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算									
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)	×〇〇/100			-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位											
		b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位											
		c. 診療所型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位											
		d. 診療所型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位											
		e. 診療所型介護療養施設サービス費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位											
		f. 診療所型介護療養施設サービス費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位											
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)		×〇〇/100					-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位								
		b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)							-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位								
		(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>							要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)			×〇〇/100			-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位		
			(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>							要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)						-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位		
			(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>							要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)						-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位		
			(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>							要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)						-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位		
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位															
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位 -〇〇単位															

注 身体拘束禁止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)			
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、〇〇単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定	
(3) 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (〇〇単位)	
		d 退院時情報提供加算 (〇〇単位)	
		e 退院前連携加算 (〇〇単位)	
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)		
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
16) 低栄養リスク改善加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(62) 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(78) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(I) (〇〇単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(I)を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(II) (〇〇単位)		
(89) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(910) 口腔衛生管理加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(4011) 療養食加算 (1食回につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))			
(4412) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(4213) 特定診療費			
(4314) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(4415) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき〇〇単位を加算)			
16) 排泄支援加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
(4517) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(4618) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)	注 所定単位は、(1)から(4517)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の〇〇/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の〇〇/100)		

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注	注	注																																														
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	一定の条件を満たす入院患者の数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施済																																													
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	認知介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100		〇〇単位																																													
			認知介護2 (〇〇単位)								〇〇単位																																													
		b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	認知介護3 (〇〇単位)								×〇〇/100			×〇〇/100		×〇〇/100	〇〇単位																																							
			認知介護4 (〇〇単位)														〇〇単位																																							
		一般病院	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>														認知介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100		×〇〇/100	〇〇単位																																	
																	認知介護2 (〇〇単位)						〇〇単位																																	
			b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <多床室>														認知介護3 (〇〇単位)						×〇〇/100			×〇〇/100		×〇〇/100	〇〇単位																											
																	認知介護4 (〇〇単位)												〇〇単位																											
			a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) <従来型個室>														認知介護1 (〇〇単位)												×〇〇/100		×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100	〇〇単位																					
																	認知介護2 (〇〇単位)																		〇〇単位																					
	b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) <多床室>		認知介護3 (〇〇単位)	×〇〇/100			×〇〇/100										×〇〇/100																		〇〇単位																					
			認知介護4 (〇〇単位)																																〇〇単位																					
	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) <従来型個室>		認知介護1 (〇〇単位)																																×〇〇/100		×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100	〇〇単位															
			認知介護2 (〇〇単位)																																						〇〇単位															
	b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(VI) <多床室>	認知介護3 (〇〇単位)	×〇〇/100																	×〇〇/100		×〇〇/100																			〇〇単位															
		認知介護4 (〇〇単位)																																							〇〇単位															
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>																																							認知介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100			×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100		〇〇単位							
																																									認知介護2 (〇〇単位)								〇〇単位							
	b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型標準室>	認知介護3 (〇〇単位)																											×〇〇/100			×〇〇/100		×〇〇/100							×〇〇/100									〇〇単位						
		認知介護4 (〇〇単位)																																																〇〇単位						
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>							認知介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100																																										×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100		〇〇単位
									認知介護2 (〇〇単位)																																															〇〇単位
	b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型標準室>	認知介護3 (〇〇単位)							×〇〇/100				×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100																				〇〇単位																				
		認知介護4 (〇〇単位)																																		〇〇単位																				
一般病院	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	認知介護1 (〇〇単位)								×〇〇/100																												×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100										×〇〇/100		〇〇単位				
		認知介護2 (〇〇単位)																																																		〇〇単位				
b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型標準室>	認知介護3 (〇〇単位)	×〇〇/100										×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100								〇〇単位																																
	認知介護4 (〇〇単位)																							〇〇単位																																

注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき6単位を減算)			
注 外治時費用	入院患者に対して居室における外治を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
(4) 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (〇〇単位)	
		d 退院時情報提供加算 (〇〇単位)	
		e 退院前連携加算 (〇〇単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
17) 低栄養リスク改善加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。			
(29) 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。			
(89) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (〇〇単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (〇〇単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
(910) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
(4011) 口腔衛生管理加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。			
(4112) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))			
(4213) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(4314) 特定診療費			
119) 排渇支援加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
(4416) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(4517) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)	注 所定単位数は、(1)から(4416)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の〇〇/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の〇〇/100)		

4 介護医療院サービス

基本部分			※				※		※		※		※		
			当該サービス提供の 勤務条件基準を 満たさない場合	入居者の職加入 助成の要件を届 える場合	医師、薬剤師、書 写士、介護職員 、介護支援専 門員の員数に基 据に満たさない場合	当該施設が認定 された介護医療 院の員数に 20/100を超えて 満たさない場合	当該サービスは 一ユニット毎 に配置してない ユニットケアに おけるユニット 数である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合	当該施設が認定 された介護医療 院である場合
(1)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ日につき)	(一)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	a.Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈在宅型個室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
			要介護2 (00)単位					00単位							
			要介護3 (00)単位						00単位						
			要介護4 (00)単位						00単位						
			要介護5 (00)単位						00単位						
			要介護6 (00)単位						00単位						
		b.Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈多床室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
		要介護2 (00)単位						00単位							
		要介護3 (00)単位						00単位							
		要介護4 (00)単位						00単位							
		要介護5 (00)単位						00単位							
		要介護6 (00)単位						00単位							
(2)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ日につき)	(一)Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	a.Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈在宅型個室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
			要介護2 (00)単位					00単位							
			要介護3 (00)単位						00単位						
			要介護4 (00)単位						00単位						
			要介護5 (00)単位						00単位						
			要介護6 (00)単位						00単位						
		b.Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈多床室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
		要介護2 (00)単位						00単位							
		要介護3 (00)単位						00単位							
		要介護4 (00)単位						00単位							
		要介護5 (00)単位						00単位							
		要介護6 (00)単位						00単位							
(3)特別介護医療院サービス費(Ⅰ日につき)	(一)Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	a.Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)〈在宅型個室〉	要介護1 (00)単位	x00/100	x00/100	x00/100	x00/100	00単位							
			要介護2 (00)単位					00単位							
			要介護3 (00)単位						00単位						
			要介護4 (00)単位						00単位						
			要介護5 (00)単位						00単位						
			要介護6 (00)単位						00単位						
		b.Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)〈多床室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
		要介護2 (00)単位						00単位							
		要介護3 (00)単位						00単位							
		要介護4 (00)単位						00単位							
		要介護5 (00)単位						00単位							
		要介護6 (00)単位						00単位							
(4)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
			要介護2 (00)単位					00単位							
			要介護3 (00)単位						00単位						
			要介護4 (00)単位						00単位						
			要介護5 (00)単位						00単位						
			要介護6 (00)単位						00単位						
		b.ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈多床室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
		要介護2 (00)単位						00単位							
		要介護3 (00)単位						00単位							
		要介護4 (00)単位						00単位							
		要介護5 (00)単位						00単位							
		要介護6 (00)単位						00単位							
(5)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ日につき)	(一)ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
			要介護2 (00)単位					00単位							
			要介護3 (00)単位						00単位						
			要介護4 (00)単位						00単位						
			要介護5 (00)単位						00単位						
			要介護6 (00)単位						00単位						
		b.ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)〈多床室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
		要介護2 (00)単位						00単位							
		要介護3 (00)単位						00単位							
		要介護4 (00)単位						00単位							
		要介護5 (00)単位						00単位							
		要介護6 (00)単位						00単位							
(6)ユニット型特別介護医療院サービス費(Ⅰ日につき)	(一)ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
			要介護2 (00)単位					00単位							
			要介護3 (00)単位						00単位						
			要介護4 (00)単位						00単位						
			要介護5 (00)単位						00単位						
			要介護6 (00)単位						00単位						
		b.ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)〈多床室〉	要介護1 (00)単位					00単位							
		要介護2 (00)単位						00単位							
		要介護3 (00)単位						00単位							
		要介護4 (00)単位						00単位							
		要介護5 (00)単位						00単位							
		要介護6 (00)単位						00単位							

注 外泊時費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居室における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき〇〇単位を算定		
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
(7) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)			
(8) 再入所前栄養指導加算 (入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を加算)	栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		
(9) 退所時 指導加算	(一) 退所時等 指導加算	<ul style="list-style-type: none"> a. 退所前初期指導加算 (入所者1回(又は2回)を限度に、〇〇単位を算定) b. 退所後初期指導加算 (退所後1回を限度に、〇〇単位を算定) c. 退所時指導加算 (〇〇単位) d. 退所時情報提供加算 (〇〇単位) e. 退所前連携加算 (〇〇単位) 	<ul style="list-style-type: none"> 注 入所者及びその家族等に対して退所後の履修上の指導を行った場合 注 退所後の生活面に対して診療情報を提供した場合 注 認定介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 〇〇単位を算定)		
	(10) 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(11) 医薬品リスク改善加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
	(12) 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(13) 経口維持加算 (1日につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (〇〇単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (〇〇単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
(14) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(15) 口腔衛生管理加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(16) 履修者加算 (1回につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))			
(17) 在宅復帰支援指導加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(18) 特別診療費			
(19) 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)		
	イ 特定治療		
(20) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(21) 認知症行動の観察記録等の加算 (入所者7日に限り、1日につき〇〇単位を加算)			
(22) 重度認知症看護体制加算	(一) 重度認知症看護体制加算(Ⅰ) (1日につき〇〇単位を加算)		
	(二) 重度認知症看護体制加算(Ⅱ) (1日につき〇〇単位を加算)		
	(三) 重度認知症看護体制加算(Ⅲ) (1日につき〇〇単位を加算)		
(23) 移行定常支援加算 (1日につき〇〇単位を加算)			
(24) 療養支援加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			
(25) サービス提供体制 強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(26) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)		注 所定単位数は、(1)から(25)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +〔三〕の〇〇/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +〔三〕の〇〇/100)		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

：平成30年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

~~1~~ 介護予防訪問介護費

~~2~~1 介護予防訪問入浴介護費

~~3~~2 介護予防訪問看護費

~~4~~3 介護予防訪問リハビリテーション費

~~5~~4 介護予防居宅療養管理指導費

~~6~~ 介護予防通所介護費

~~7~~5 介護予防通所リハビリテーション費

~~8~~6 介護予防短期入所生活介護費

~~9~~7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

~~ホ~~ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

~~10~~8 介護予防特定施設入居者生活介護費

~~11~~9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1-介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責 任者を配置してい る場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1+2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき1,168単位)					
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1+2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき2,336単位)	×70/100	×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき3,504単位)					
ニ 初回加算 (1月につき+200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき+100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき+所定単位×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき+所定単位×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき+所定単位×65/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき+(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき+(3)の90/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				

：「特別地域介護予防訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の一の算定項目

21 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×〇〇/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +〇〇単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +〇〇単位)							
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の〇〇/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の〇〇/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の一の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

3.2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定介護予防訪問看護サービスの 場合	(1) 20分未満 ※(1)以上、20分以上の保健師又は看護士による 訪問を行った場合算定可能 (〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位	1時間以上の介護 予防訪問看護を行う場 合	+〇〇単位	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (〇〇単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は〇〇/100										
ロ 病院又は 診療所の 場合	(1) 20分未満 ※(1)以上、20分以上の保健師又は看護士による 訪問を行った場合算定可能 (〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位	1時間以上の介護 予防訪問看護を行う場 合	+〇〇単位	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	
	(2) 30分未満 (〇〇単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +〇〇単位)											
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +〇〇単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +〇〇単位)											

注：「事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 特別管理加算を算定するはるるに對する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4.3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防 訪問リハビリ テーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護予防事業所が事業所として指定された場合	介護予防訪問リハビリテーション加算	事業所の訪問リハビリテーションの必要経費を算定する場合
	介護老人保健施設の場合									
1回につき 〇〇単位										
ロ 事業所対応加算 (1月につき 〇〇単位を超過)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +〇〇単位)										

注：「事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

54 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外の	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位) (二) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (〇〇単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理科又は在宅高齢者入門時等医学総合管理科を指定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位) (二) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (〇〇単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位)				
	(2) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の業務が行われる場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位) (二) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (〇〇単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている住宅の利用者又は慢性疾患投入患者等に於いて、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合	+〇〇/100	+〇〇/100
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位) (二) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (〇〇単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (〇〇単位)				
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 同一建物居住者が1人の場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (同一日の訪問) 同一建物居住者が2人以上19人以下の場合 (〇〇単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (〇〇単位)				
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (〇〇単位)	注 看護師が行う場合 ×〇〇/100			

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ △(1)(2)については、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間、算定できるものとする。

6-介護予防通所介護費

基本部分		注		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超えない場合	介護一従職員の員数が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	近年住居知恵利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ-介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき-1,647単位)	×70/100	×70/100	+6/100	1月につき +240単位	-376単位
	要支援2 (1月につき-3,377単位)					-752単位
ロ-生活機能向上グループ活動加算 (1月につき-100単位を加算)						
ハ-運動器機能向上加算 (1月につき-225単位を加算)						
ニ-栄養改善加算 (1月につき-150単位を加算)						
ホ-口腔機能向上加算 (1月につき-150単位を加算)						
ヘ-選択的サービス複数実施加算	(1)-選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき-480単位を加算)				
	(2)-選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき-480単位を加算)				
ト-事業所評価加算 (1月につき-120単位を加算)						
チ-サービス提供体制強化加算	(1)-サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき-72単位を加算)				
	(2)-サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2 (1月につき-144単位を加算)				
	(3)-サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき-48単位を加算)				
リ-介護職員処遇改善加算	(1)-介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき+所定単位×59/1000)				
	(2)-介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき+所定単位×43/1000)				
	(3)-介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき+所定単位×23/1000)				
	(4)-介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき+(2)の90/100)				
	(5)-介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき+(3)の80/100)				
注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
→「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目						

75 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防通所 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき+○○単位)	1月につき +○○単位	1月につき +○○単位
		要支援2 (1月につき ○○単位)							
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき ○○単位)							
		要支援2 (1月につき ○○単位)							
	介護医療院の場合	要支援1 (1月につき ○○単位)							
要支援2 (1月につき ○○単位)									
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)									
ハ 栄養改善加算 (1月につき ○○単位を加算)									
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき ○○単位を加算(6月に1回を限度))									
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)									
ホハ 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき ○○単位を加算)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき+○○単位)	1月につき +○○単位	1月につき +○○単位
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)							
	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)								
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)								
ホト 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)									
ト子 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき+○○単位)	1月につき +○○単位	1月につき +○○単位
	イ	要支援2 (1月につき ○○単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)							
ロ	要支援2 (1月につき ○○単位を加算)								
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)								
キ	要支援2 (1月につき ○○単位を加算)								
子 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○○/1000)		×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	利用開始日の属する月から3月以内(1月につき+○○単位)	1月につき +○○単位	1月につき +○○単位
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○○/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○○/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○○/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○○/100)								

注
所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

86 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	指定型介護予防短期入所生活介護を行う場合	指定型介護予防短期入所生活介護を行う場合	指定型介護予防短期入所生活介護を行う場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×〇〇/100	1日につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (〇〇 単位)											
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位)											
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (〇〇 単位)											
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×〇〇/100	1日につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型単居室〉	要支援2 (〇〇 単位)											
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (〇〇 単位)											
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型単居室〉	要支援2 (〇〇 単位)											
ハ 療養食加算 (1食回につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))														
ニ 認知症専門ケア加算														
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)														
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算														
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算)														
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)														
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)														
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算														
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計											
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)														
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)														
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の〇〇/100)														
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の〇〇/100)														

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

97 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注		注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数の 合計が入所 定員を超える 場合	医師、看護師 、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の 員数が基準に 満たない場合	複数のユニッ トリーダーモ ジュールに配 置していない ユニットにお ける介護要 士の場合	夜勤職員配置 加算	個別ハコワー ション実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅰ) 【従来型個室】 【標準個室】	介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ) 【従来型個室】 【標準個室】	利用者に対し て支援を行う 場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【標準個室】	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき 100単位	1日につき 100単位	1日につき 100単位	1日につき 100単位	1日につき 100単位	片道につき 400単位
		要支援2 (〇〇 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【標準個室】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜従来型個室＞【標準個室】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
	(三) 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜従来型個室＞【標準個室】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
(四) 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜認知症高齢者介護施設 介護予防短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (〇〇 単位)										
	要支援2 (〇〇 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (〇〇 単位)										
	要支援2 (〇〇 単位)											
(2) ユニッツ型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッツ型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞【標準個室】	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき 100単位	1日につき 100単位	1日につき 100単位	1日につき 100単位	1日につき 100単位	片道につき 400単位
		要支援2 (〇〇 単位)										
		b ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		c ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜ユニット型個室＞【標準個室】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		d ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
	(二) ユニッツ型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		b ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室＞【標準個室】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
		c ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		d ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
	(三) ユニッツ型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		b ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型個室＞【標準個室】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
		c ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (〇〇 単位)									
		要支援2 (〇〇 単位)										
		d ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 4 640 単位									
		要支援2 4 200 単位										
(四) ユニッツ型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜認知症高齢者介護施設 介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (〇〇 単位)										
	要支援2 (〇〇 単位)											
	b ユニッツ型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (〇〇 単位)										
	要支援2 (〇〇 単位)											

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
(3) 療養費加算 (1単位につき ○○単位を加算(1日に3回を限度))		
(4) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
(45) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定)	
	(二) 特定治療	
(46) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき ○○単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき ○○単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)	
(47) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×○○/1000)	注 所定単位は、(1)から(46)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×○○/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×○○/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の○○/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の○○/100)	

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		活動を行う職員等の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の異数が基準に満たない場合	看護助が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	地域の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	地域の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置している等、ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医務法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理状態検査対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)														
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型A>	要支援2 (〇〇単位)														
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)<療養機能強化型B>	要支援1 (〇〇単位)														
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)<多床室>	要支援2 (〇〇単位)														
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)<療養機能強化型A>	要支援1 (〇〇単位)														
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)<療養機能強化型B>	要支援2 (〇〇単位)														
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<5:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)														
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型>	要支援2 (〇〇単位)														
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)<多床室>	要支援1 (〇〇単位)														
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)<療養機能強化型>	要支援2 (〇〇単位)														
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)														
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2 (〇〇単位)														
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<6:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)														
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2 (〇〇単位)														
	(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1>介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)													
			b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2 (〇〇単位)													
		(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<8:1>介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)													
			b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援2 (〇〇単位)													
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)															
		要支援2 (〇〇単位)															
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)<療養機能強化型><ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)															
		要支援2 (〇〇単位)															
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)															
		要支援2 (〇〇単位)															
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)<ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇単位)																
	要支援2 (〇〇単位)																
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)															
		要支援2 (〇〇単位)															
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)<ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇単位)															
		要支援2 (〇〇単位)															

(5) 療養食加算 (1日につき ○○単位を加算(1日に3回を限度))

(6) 認知症 「専門ケア加算」	(一) 認知症患者ケア加算(Ⅰ)	(1日につき ○○単位を加算)
	(二) 認知症患者ケア加算(Ⅱ)	(1日につき ○○単位を加算)
	(三) 認知症患者ケア加算(Ⅲ)	(1日につき ○○単位を加算)

(6) 特定診療費

(75) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき ○○単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき ○○単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	(1日につき ○○単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき ○○単位を加算)

(89) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×○○/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×○○/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×○○/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(三)の○○/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(三)の○○/100)

注
所定単位は、(1)から(75)までにより算定した単位数の合計

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	個室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	診療所設備基準減算 -〇〇単位	-〇〇単位	1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要支援2 (〇〇 単位)							
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)						
		要支援2 (〇〇 単位)							
		c. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)						
		要支援2 (〇〇 単位)							
	d. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要支援1 (〇〇 単位)							
	要支援2 (〇〇 単位)								
	e. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (〇〇 単位)							
	要支援2 (〇〇 単位)								
	f. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (〇〇 単位)							
	要支援2 (〇〇 単位)								
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇 単位)							
	要支援2 (〇〇 単位)								
b. 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (〇〇 単位)								
要支援2 (〇〇 単位)									
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	診療所設備基準減算 -〇〇単位	-〇〇単位	1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位	
		要支援2 (〇〇 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇 単位)							
		要支援2 (〇〇 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇 単位)							
		要支援2 (〇〇 単位)							
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇 単位)							
		要支援2 (〇〇 単位)							
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇 単位)							
		要支援2 (〇〇 単位)							
	(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇 単位)							
		要支援2 (〇〇 単位)							
(3) 療養食加算 (1日回につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 〇〇単位を加算)							
		(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 〇〇単位を加算)							
(45) 特定診療費									
(66) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) ア (1日につき 〇〇単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(66)までにより算定した単位数の合計							
	(二) サービス提供体制強化加算 (I) B (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 〇〇単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 〇〇単位を加算)								
(五) サービス提供体制強化加算 (IV) (1日につき 〇〇単位を加算)									
(67) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)	注 所定単位は、(1)から(66)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の〇〇/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の〇〇/100)								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100		片道につき +〇〇単位	
			要支援2 (〇〇単位)								
		看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (〇〇単位)							
			要支援2 (〇〇単位)								
		一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>							要支援1 (〇〇単位)
				要支援2 (〇〇単位)							
	看護<4:1> 介護<4:1>		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (〇〇単位)							
			要支援2 (〇〇単位)								
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)							
			要支援2 (〇〇単位)								
	看護<4:1> 介護<5:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (〇〇単位)								
		要支援2 (〇〇単位)									
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)							
			要支援2 (〇〇単位)								
		看護<4:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (〇〇単位)							
要支援2 (〇〇単位)											
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)								
		要支援2 (〇〇単位)									
b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (〇〇単位)										
要支援2 (〇〇単位)											
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100						
		要支援2 (〇〇単位)									
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (〇〇単位)									
		要支援2 (〇〇単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	×〇〇/100			
			要支援2 (〇〇単位)								
		b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇単位)								
			要支援2 (〇〇単位)								
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)							
			要支援2 (〇〇単位)								
b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援1 (〇〇単位)										
要支援2 (〇〇単位)											
(4) 療養食加算 (1月回につき 〇〇単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 特定診療費											
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(T)イ (1日につき 〇〇単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(T)ロ (1日につき 〇〇単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)							
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の〇〇/100) (五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の〇〇/100)							
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

(7) 療養費加算	(1回につき、〇〇単位を加算(1日に3回を限度))	
(8) 緊急時施設診療費	① 緊急時施設診療費 (1月に1回8日を限度に1日につき〇〇単位を算定) ② 特定加算	
(9) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき、〇〇単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(11) (1日につき、〇〇単位を加算)	
(10) 重症認知症療養費加算	(一) 重症認知症療養費加算(1) (1日につき〇〇単位を加算) (二) 重症認知症療養費加算(11) (1日につき〇〇単位を加算) (三) 重症認知症療養費加算(12) (1日につき〇〇単位を加算)	
(11) 特別診療費		
(12) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)① (1日につき、〇〇単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(1)② (1日につき、〇〇単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(11) (1日につき、〇〇単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(12) (1日につき、〇〇単位を加算)	
(13) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1日につき、十割定率×〇〇/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(2) (1日につき、十割定率×〇〇/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(3) (1日につき、十割定率×〇〇/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(4) (1日につき、十割定率×〇〇/1000) (五) 介護職員処遇改善加算(5) (1日につき、十割定率×〇〇/1000)	※ 定率単位は、(1)から(12)までにより算定した 単位数の合計

注：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜間勤務手当加算を適用する場合は、夜間勤務手当加算を適用しない。

4-98 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		介護・介護職員 の員数が定率に 満たない場合	介護職員の員数 が定率に満たな い場合	基本給を停止す る加算	特別夜間加算 (加算1)	特別夜間加算 (加算2)	厚生労働大臣 指定加算	医療機関連携加 算	口腔衛生管理加 算	介護士トレーニング 加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100		二〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1月につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位 (6月に1回を 課算)	1日につき 十〇〇単位	-介護予防訪問系及び介護予防通所サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 〇〇/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器 機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可 能) -介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限 度とする。 ※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合 事業(指定介護予防訪問介護)又は「指定第一号訪問事業」によるも の」がある。 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合 事業(指定介護予防通所介護)又は「指定第一号通所事業」によるも の」がある。
	要支援2 (〇〇単位)			二〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1月につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位	1日につき 十〇〇単位		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 〇〇単位)		×〇〇/100										
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
ホ 介護職員 処遇改善 加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×〇〇/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の〇〇/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の〇〇/100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								

※ 限度額 要支援1 〇〇単位
要支援2 〇〇単位

4-99 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所在地に適用 される1単位の単価で除して得た単位数) 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 〇〇/100を限度)	交通費に相当する額の〇〇/〇〇に 相当する額を事業所の所在地に適用 される1 単位の単価で除して得た単位数を加 算 (個々の用具ごとに貸与費の〇〇/〇 〇を 限度)	交通費に相当する額の〇〇/〇〇に相 当する額を事業所の所在地に適用され る1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の〇〇/〇 〇を 限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(〇〇単位)
ロ 初回加算	(+〇〇単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+〇〇単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- ~~2-23~~ 地域密着型通所介護費
- ~~34~~ 認知症対応型通所介護費
- ~~45~~ 小規模多機能型居宅介護費
- ~~56~~ 認知症対応型共同生活介護費
- ~~67~~ 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- ~~78~~ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ~~89~~ 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (〇〇 単位)		-〇〇単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -〇〇単位	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
		要介護3 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
		要介護4 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
		要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	-〇〇単位								
		要介護2 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
		要介護3 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
		要介護4 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
		要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (〇〇 単位)		-〇〇単位									
	要介護2 (〇〇 単位)		-〇〇単位									
	要介護3 (〇〇 単位)		-〇〇単位									
	要介護4 (〇〇 単位)		-〇〇単位									
ハ 初期加算 (1日につき +〇〇単位)												
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +〇〇単位)												
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 〇〇単位を加算)												
ヘ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位)										
		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)										
ヒ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +〇〇単位)										
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +〇〇単位)										
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)										
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +〇〇単位)										
ヒロ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計							
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)										
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)										
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の〇〇/100)										
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の〇〇/100)										

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき ○○単位)	×90/100	1月につき ○○単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○○/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×○○/100
	定期巡回サービス費 (1回につき ○○単位)			
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき ○○単位)			
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき ○○単位)			
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき ○○単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき ○○単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき ○○単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき ○○単位を加算)			
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき ○○単位を加算)			
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○○/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○○/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○○/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○○/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○○/100)			

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2-23 地域密着型通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超えていない場合	定員-1割増の人数が定員に満たない場合	2割増以上の利用定員を超過する場合は	3割増以上の利用定員を超過する場合は	4割増以上の利用定員を超過する場合は	5割増以上の利用定員を超過する場合は	中山間地域等に滞在する高齢者のケア	入浴介助を行った場合	中重度障害者に対する介助	介護報酬等への付加	個別管理型介護(Ⅰ)	個別管理型介護(Ⅱ)	訪問看護型介護	訪問看護型介護	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算						
	利用者の数が利用定員を超えていない場合	定員-1割増の人数が定員に満たない場合	2割増以上の利用定員を超過する場合は	3割増以上の利用定員を超過する場合は	4割増以上の利用定員を超過する場合は	5割増以上の利用定員を超過する場合は	中山間地域等に滞在する高齢者のケア	入浴介助を行った場合	中重度障害者に対する介助	介護報酬等への付加	個別管理型介護(Ⅰ)	個別管理型介護(Ⅱ)	訪問看護型介護	訪問看護型介護	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算	認知症加算							
(1) 3割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(2) 4割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(3) 5割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(4) 6割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(5) 7割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(6) 8割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(7) 9割増以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		
(8) 1割以上の介護費未償	介護費1 (〇〇単位)		×(〇〇/100)																																		

- 付加部分の算出方法
- (1) 3割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (2) 4割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (3) 5割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (4) 6割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (5) 7割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (6) 8割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (7) 9割増以上の介護費未償 (〇〇単位)
- (8) 1割以上の介護費未償 (〇〇単位)

各施設別、4697(1)から(7)までの施設別に算出された介護報酬額(円)の合計

※ 各施設別、4697(1)から(7)までの施設別に算出された介護報酬額(円)の合計

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算〔I〕 (1月につき、〇〇単位を加算)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) サービス提供体制強化加算〔II〕 (1月につき、〇〇単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算〔III〕 (1月につき、〇〇単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算〔I〕 (1月につき、+所定単位×〇〇/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算〔II〕 (1月につき、+所定単位×〇〇/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算〔III〕 (1月につき、+所定単位×〇〇/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算〔IV〕 (1月につき、+(3)が〇〇/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算〔V〕 (1月につき、+(3)が〇〇/100)	

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給対象管理の対象外の算定項目

45 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/10 0
		要介護2 (〇〇 単位)				
		要介護3 (〇〇 単位)				
		要介護4 (〇〇 単位)				
		要介護5 (〇〇 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (〇〇 単位)				
		要介護2 (〇〇 単位)				
		要介護3 (〇〇 単位)				
		要介護4 (〇〇 単位)				
		要介護5 (〇〇 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (〇〇 単位)					
	要介護2 (〇〇 単位)					
	要介護3 (〇〇 単位)					
	要介護4 (〇〇 単位)					
	要介護5 (〇〇 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 〇〇単位を加算)						
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)						
	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 〇〇単位を加算)						
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)						
	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
ヘロ 看護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 〇〇単位を加算)						
トエ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 〇〇単位を加算)						
トカ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 〇〇単位を加算)						
ヌ 生活機能向上連携加算						
	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +〇〇単位)				
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +〇〇単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 〇〇単位を加算(6月に1回を限度))						
ハロ サービス提供体制強化加算						
	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 〇〇単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 〇〇単位を加算)				
ヌロ 介護職員処遇改善加算						
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×〇〇/1000)				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×〇〇/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×〇〇/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の〇〇/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の〇〇/100)				

注
所定単位は、イからハロまでに算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

66 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)	要介護1 (〇〇 単位)
		要介護2 (〇〇 単位)
		要介護3 (〇〇 単位)
		要介護4 (〇〇 単位)
		要介護5 (〇〇 単位)
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)	要介護1 (〇〇 単位)
		要介護2 (〇〇 単位)
		要介護3 (〇〇 単位)
		要介護4 (〇〇 単位)
		要介護5 (〇〇 単位)
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)	要介護1 (〇〇 単位)
		要介護2 (〇〇 単位)
		要介護3 (〇〇 単位)
		要介護4 (〇〇 単位)
		要介護5 (〇〇 単位)

注	注	注	注	注	注
夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束薬 未実施減 算	夜間支援体 制加算(I)	夜間支援体 制加算(II)
			—〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位 —〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
				1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
				1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
					1日につき +〇〇単位 (7日間を 限度)
					1日につき +〇〇単位

注 入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)

ハ 初期加算	(1日につき 〇〇単位を加算)
--------	-----------------

ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)

ホ 退居時相談援助加算	(〇〇単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
-------------	--------------------------

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)

ト 生活機能向上連携加算	(1月につき 〇〇単位を加算)
--------------	-----------------

チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 〇〇単位を加算)
--------------------------------	-----------------

リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 〇〇単位を加算(6月に1回を限度))
---------------------------------	---------------------------

トズ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)

ホシ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の〇〇/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の〇〇/100)

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注
所定単位数は、イからトズまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

67 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注		注	注	注	注	注
		看護・介護職員 の員数が基準に満た ない場合	身体拘束度 ^イ を 加算	医療的ケア提供 加算	認定施設加算 加算(Ⅰ)	個別機能訓練 加算(Ⅰ)	夜間看護体制 加算	若年性認知症入 居者受入加算	医療機関連携 加算	日中看護管理体 制加算	災害スクリーン ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)	×〇〇/100	〇〇の単位 〇〇の単位 〇〇の単位 〇〇の単位	1日につき ±〇〇の単位	1日につき ±〇〇の単位	1日につき ±〇〇の単位	1日につき +〇〇単位	1日につき ±〇〇の単位	1月につき +〇〇単位	1月につき ±〇〇の単位	1回につき ±〇〇の単位 (6日に1日を 加算)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)	×〇〇/100					1日につき +〇〇単位	1日につき ±〇〇の単位			
ハ 退院時運賃加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 〇〇単位を加算)											
ニ 筆取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 〇〇単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 〇〇単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の〇〇/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の〇〇/100)										
		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

89 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又 は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
		要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)								
		要介護4 (〇〇単位)								
		要介護5 (〇〇単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (〇〇単位)								
		要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)								
		要介護4 (〇〇単位)								
		要介護5 (〇〇単位)								
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)										
		要介護1 (〇〇単位)								
		要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)								
		要介護4 (〇〇単位)								
		要介護5 (〇〇単位)								

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 〇〇単位を加算)
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(I) (1月につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症加算(II) (1月につき 〇〇単位を加算)
ホ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 〇〇単位を加算)
ヘ 定額アップ加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 〇〇単位を加算(6月に1回を限度))
ホト 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 〇〇単位を加算)
ヘニ 事業開始支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 500単位を加算)
ト五 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 〇〇単位を加算)
ト六 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(I) (1月につき 〇〇単位を加算) (2) 特別管理加算(II) (1月につき 〇〇単位を加算)
ト七 ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 〇〇単位を加算)
ト八 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 訪問看護体制強化加算(I) (1月につき 〇〇単位を加算) (2) 訪問看護体制強化加算(II) (1月につき 〇〇単位を加算)
ト九 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 〇〇単位を加算)
ト十 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 〇〇単位を加算)

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

ト十一 サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1月につき 〇〇単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1月につき 〇〇単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 〇〇単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 〇〇単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 〇〇単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 〇〇単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)
	ト十二 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×〇〇/1000)
		(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×〇〇/1000)
		(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 所定単位×〇〇/1000)
		(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)×〇〇/100)
		(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)×〇〇/100)

注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「事業開始時支援加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「訪問看護体制強化加算」、「訪問看護体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数が必要に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	3時間以上5時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	6ヶ月以上経過した認知症	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	介護スワット・ケア加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (回併投型)	(一) 3時間以上4.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100										
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(二) 4.5時間以上5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(三) 5時間以上5.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(四) 5.5時間以上6時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(五) 6時間以上6.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(六) 6.5時間以上7時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (回併投型)	(一) 3時間以上4.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき+〇〇単位	+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(二) 4.5時間以上5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(三) 5時間以上5.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(四) 5.5時間以上6時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(五) 6時間以上6.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
		(六) 6.5時間以上7時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													
		要支援2 (〇〇 単位)														
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	(1) 3時間以上4.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100											
	要支援2 (〇〇 単位)															
	(2) 4.5時間以上5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)														
	要支援2 (〇〇 単位)															
	(3) 5時間以上5.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)														
	要支援2 (〇〇 単位)															
	(4) 5.5時間以上6時間未満	要支援1 (〇〇 単位)														
	要支援2 (〇〇 単位)															
	(5) 6時間以上6.5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)														
	要支援2 (〇〇 単位)															
	(6) 6.5時間以上7時間未満	要支援1 (〇〇 単位)														
	要支援2 (〇〇 単位)															

ハ サービス提供者 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき ○○単位を加算)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき ○○単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき ○○単位を加算)	
ニ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×○○/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×○○/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×○○/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の○○/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の○○/100)	

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (○○ 単位) 要支援2 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100	+○○/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (○○ 単位) 要支援2 (○○ 単位)				
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (○○ 単位) 要支援2 (○○ 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき ○○単位を加算)						
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき ○○単位を加算)						
ニホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき ○○単位を加算)						
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +○○単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +○○単位)					
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき ○○単位を加算(6月に1回を限度))						
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき ○○単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき ○○単位を加算)					
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき ○○単位を加算)					
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき ○○単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき ○○単位を加算)					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき ○○単位を加算)					
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)						
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○○/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○○/100)					

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束 防止実施 率	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100	=○○単位 =○○単位	1日につき +○○単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (○○ 単位)							1日につき +○○単位
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100		1日につき +○○単位		1日につき +○○単位 (7日間を 限度)	1日につき +○○単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (○○ 単位)							
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院をした場合、1月1-6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○○単位を算定						
ハ 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)									
ニ 退居時相談援助加算 (○○単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算 (1月につき ○○単位を加算)									
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき ○○単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合						
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき ○○単位を加算(6月に1回を限度))						
ニウ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき ○○単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき ○○単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)								
トク 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○○/1000)		注 所定単位数は、イからニウまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○○/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○○/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○○/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○○/100)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。